

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第3号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第1、報告第3号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、報告第3号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

専決処分書をお開きください。

1. 契約の目的は、大槌町情報通信基盤災害復旧工事であります。

2. 契約の相手方は、岩手県盛岡市中央通1丁目2番2号、株式会社N T T東日本岩手代表取締役社長加藤正幸であります。

3. 変更の内容は、契約金額を1億2,075万円から1億2,474万円に変更するものであります。

資料といたしまして、本工事の変更内容、変更金額については別添のとおりとしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、ご審議よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） この事業について若干お尋ねいたします。

まず、この事業は、本来であれば供用開始になりそうなときに大災害が起きて、こういう災害復旧工事につながったわけでございます。そのときの震災前の内容が確認したいと思うんですけれども、年間ランニングコストが600万ほどかかるということで、また、その受益者数が1,000軒ぐらいということで、おおよそ掛け算すると600万ぐらいのコストがかかるということで、1戸当たり使用料500円ほどという説明を受けておりました。そしてまた、加入金につきましては、3万5,000円をいただきたいんですけれども、その事業で行うために1,000軒の受益者に対しては加入金を徴収しないという説明を受けておりました。

今回のこの災害工事が終わってその供用開始となったとき、そういう使用料とか、そ

ういう加入金の関係が震災前と変わるのか、変わらないのか、そこら辺まずお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 特命参与。

○特命参与（鈴木智晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、月額の使用料に関しましては500円となっております、加入金に関しましては3万5,000円、ただしそのもともと組合に加入していて今回の復旧工事で線を引いた世帯に関しては特段いただかないと。逆に新規の場合については3万5,000円の加入金をいただくという予定になっております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。当初、その使用料がちょっと上昇するのではないかというお話も耳に入ったものですから、その確認をしたいと思って今聞きました。

そこで、有線組合があるところに多くの今回仮設住宅が建っておりますよね。そうすると、まずその地区の組合というのはなかなか解散というか、まだ存続しなければいけないと思うんですけれども、そこら辺の仮設住宅を抱えているその組合の関係は、どういうふうに今後持っていくつもりなのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 特命参与。

○特命参与（鈴木智晴君） 少し今回議題から若干外れますけれども、お答えいたします。

仮設住宅に関しましては、ご指摘のとおり組合の施設を使っております。そこで今回の光ファイバー、その大槌町のケーブルテレビにするに当たって、その組合の仮設住宅に供給している組合の施設を町のほうに一旦譲渡させていただいて、町のほうで維持管理をします。仮設住宅がある間は町のほうで責任を持ってテレビの供給をするという形を考えております。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理といたします。

○

日程第2 報告第4号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第2、報告第4号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第4号工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

ご説明申し上げます。

専決処分書をお開きください。

1. 契約の目的は、岩手県立大槌病院解体工事であります。

2. 契約の相手方は、岩手県盛岡市菜園1丁目6番3号、樋下建設会社代表取締役樋下 光であります。

3. 変更内容は、契約金額を9,532万4,250円から9,827万6,850円に変更するものであります。

資料として、本工事の仮設計図、あとは変更の概要を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

以上、ご審議よろしくようお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第3 議案第6号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第6号大槌町教育委員会の委員の任命に関し議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第6号大槌町教育委員会の委員の任命に関し議会の同意を求めることについて採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（阿部六平君） ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番東梅康悦君及び7番小松則明君を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、立会人に6番東梅康悦君及び7番小松則明君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（阿部六平君） 念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（阿部六平君） 異状なしと認めます

職員の点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。議会事務局長。

（点呼）

（各員投票）

○議長（阿部六平君） それでは、投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票をお願いいたします。立会人の6番東梅康悦君及び7番小松則明君、立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（阿部六平君） 投票の結果を事務局長から報告いたさせます。議会事務局長。

○事務局長（滝澤康司君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

有効投票中、

賛成 12票

反対 0票

以上です。

○議長（阿部六平君） 以上のおり賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（阿部六平君） ただいま同意されました教育委員の人事案件について、本人が議場にいられておりますので、ご挨拶をいたさせます。

○教育委員（沼田義孝君） おはようございます。

このたびはご同意をいただきまして、ありがとうございます。これから私は大槌の子供たちのために、そして町民のために、皆さんとともに連携を取り合いながら進めてまいりたいと思います。

さて、23年の3月11日以来、学校現場も復旧・復興を目指して進めてきているところでございます。特に親の心のケアのアンケートをとりますと、子供よりも親のほうが悲惨な状況だなとそう思っています。親の子に対する影響というのはすごく多くなってくると思います。その辺も教育委員会とともに、そして大槌町の皆さんとともに、その辺も復旧・復興目指して頑張ってまいりたいと思います。

よろしくどうぞお願いいたします。

○

日程第4 議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第7号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 議案第7号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第7号の2枚目をお開き願います。

今般の条例案は、従来の障害者自立支援法が改正をされ、法律の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とされたことから、当町においてこの法律を引用する3つの関係条例につきまして、所要の改正を行うため制定しようとするものであります。

第1条、大槌町乳幼児・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例、第2条、大槌町ひとり親家庭医療費給付条例、第3条、大槌町健やか子育て医療費給付条例につきまし

て、条例本文で引用する「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」にそれぞれ改めるものであります。

附則におきましては、第1条において施行期日を平成25年4月1日と定め、第2条から第4条におきましては、改正する3つの条例の経過措置を定めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） まず、こういうことはそれこそ法律だからどうしようもないことは事実なんだけれども、一つの小泉内閣でこの自立支援法なるものができてから、それこそこれだけじゃなくいろんな面で生活保護の問題やらさまざま緩和されたといえれば緩和された、そういうふうにとにかく自立するんだというそういう方向でなった法律なんですけれども、今までのこの法律の中で、大槌町が今これやるんだけれども、やはりこの障害者あるいは今のこの妊産婦・乳幼児、そういうところにその法律の中で、これはうまくないなというそういうことがあったから改正するのかどうか、その辺のところを聞いておきます。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 野崎議員の質問にお答えします。

今回のこの法律の改正の中には、今まで定められている中に難病等による障害者を追加するという内容が盛り込まれているもので、これに対しての一部改正になります。

（「進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第7号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第8号 大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

### に関する基準を定める条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第8号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 議案第8号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第8号の1ページをお開き願います。

今般の条例案は、地域の実勢及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、従来国が法令等により定めていた介護保険上の地域密着型サービス事業の実施基準につきまして、市町村が新たに条例により定めることとされたことから、本条例案により基準を制定しようとするものであります。

内容につきましては、全9章202条、ページ数では75ページに及ぶものでありまして、さきの議会全員協議会におきまして概要はご説明させていただいておりますが、ここでは章ごとに内容説明をさせていただきます。

なお、説明の関係上、一部を省略をさせていただきますので、ページを飛ばす場合がございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、2ページの中段からになりますが、2ページの中段でございます。

第1章、総則についてであります。第1条におきましては条例制定の趣旨を規定をし、第2条におきましては用語の定義を、第3条におきましては事業の一般原則をそれぞれ規定をしております。

次に、3ページの上段からになりますが、第2章以降につきましては、事業の種別ごとの基準を定めておりまして、第2章第4条から第44条までは、定期巡回、随時対応型訪問介護・看護につきまして規定をしております。第1節基本方針等、第4条では事業実施に当たっての基本方針を、第5条ではサービスの具体的な内容について、それぞれ規定をしております。

第2節人員に関する基準では、第6条におきまして配置すべき職員の職種と員数を定めておりまして、利用者からの訪問の要請に対応するオペレーター、また、実際に訪問をしサービス提供を行う訪問介護員、看護師、その他の職員の配置基準を定めております。

恐れ入りますが、飛びまして6ページをお開き願います。6ページでございます。

6 ページの上段、第7条では事業の管理者についての要件を定めております。

第3節設備に関する基準、第8条では事業実施に当たって備えるべき設備、備品等について定めておまして、随時適切に利用者からの通報を受けるための通信機器等の配備などについて規定をしているところでございます。

第4節運営に関する基準では、第9条においてサービス提供開始時に重要事項の説明を行い、利用者の同意を得るべきことなどを、7ページの下段にまいりまして、第10条でございます。第10条では正当な理由がなくサービス提供を拒否できないことを、次に恐れ入りますが8ページの上段にまいりまして、8ページの上段でございます。第11条ではサービス実施が困難な場合の適切な対応について、第12条では利用者の被保険者証の確認について、第13条では利用者の要介護認定手続に関する適切な援助について、第14条では利用者の心身の状況などの適切な把握について、第15条では指定居宅介護支援事業者やその他の保健・医療・福祉サービス提供事業者との密接な連携について、9ページにまいりまして、第16条では利用者にかわって事業者が介護サービス費を受領する法定代理サービスの手続の援助について、第17条では居宅サービス計画に沿ってサービス提供を行うことについて、第18条では利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合の手続の援助について、第19条ではサービス提供を行う際の身分証の提携について、第20条ではサービス提供の際の適切な記録について、第21条では利用料その他の取り扱いについて、恐れ入りますが10ページをお開き願いたいと思います。

第22条では利用者へのサービス提供証明書の交付について、第23条ではサービス提供に当たっての目標の設定やサービスの質の評価等について、第24条ではサービス提供に際しての基本的な対応方針について、11ページにまいりまして、第25条ではサービス提供に当たっての主治医との連携等について、第26条ではサービス提供に際しての適切な計画の作成について、恐れ入りますが、12ページにまいりまして、中段でございますが、第27条でございます。第27条では従業者の家族へのサービス提供の制限について、第28条では利用者の不適切な対応に関する町への通知について、第29条では利用者の急変時の適切な対応について、13ページにまいりまして、第30条では事業の管理者及び計画作成責任者の責務について、第31条では事業に関する運営規程の作成について、第32条では従事者の適正な勤務体制の確保について、恐れ入りますが、14ページをお開き願います。

第33条では従事者の衛生・健康管理等について、第34条では事業所への重要事項の掲示について、第35条では利用者やその家族に関する秘密の保持について、第36条では事

業所の広告について、第37条では他の事業者や従事者への利益供与の禁止について、第38条では適切な苦情処理について、15ページにまいりまして、第39条では利用者や地域の関係機関、団体等による協議会の設置、運営等について、第40条ではサービス提供に関する事故発生時の適切な対応について、恐れ入ります、16ページをお開き願います。

第41条でございますが、第41条では当該事業に関する会計区分について、第42条では事業所に関する記録の整備について、第43条では訪問介護事業者が他の訪問看護事業者と連携をして事業を行う形態の連携型指定定期巡回随時対応型訪問介護・看護に関する従事者の職種及び員数等の取り扱いについて、第44条では連携型指定定期巡回随時対応型指定訪問介護・看護事業者における訪問看護事業者との連携についてをそれぞれ規定をしております。

次に、第3章夜間対応型訪問介護についてであります。第3章以降につきましては、事業の種類別におおむね節の構成と内容は第2章と同様でありまして、第2章と異なる規定あるいは追加をされている規定を中心としてご説明をさせていただきます。

第45条から第59条まで基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準並びに運営に関する基準を規定をしておりますが、職員配置の部分で看護職員が必須ではないことを除きまして、おおむね第2章と同様の規定となっております。

次に、恐れ入りますが、飛びまして21ページをお開き願います。21ページでございます。

21ページの下段になりますが、第4章認知症対応型通所介護についてでございます。第6条から第80条まで、それぞれ同様に実施基準を定めております。このサービスは、前2章の訪問型とは異なりまして、施設に通っていただいてサービスを提供する形態でありますので、特にサービス提供上必要な設備あるいはその面積等について規定をさせていただいているところでございます。また、施設の設置形態といたしましては、単独型あるいは特別養護老人ホームなどとの併設型に加えまして、既存の認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆるグループホームでございますが、この施設設備を利用して事業を行う場合の共用型というものがございまして、恐れ入りますが、飛びまして22ページをごらんをいただきたいと思います。

22ページの上段でございますが、第2節人員及び設備に関する基準におきましては、款を分けまして第1款では単独型及び併設型の基準について、第2款では共用型の基準について、それぞれ定めているところでございます。

次に、恐れ入りますが、またページを飛びまして28ページをお開き願います。28ページでございます。

28ページ下段からになりますが、第5章小規模多機能型居宅介護についてであります。第81条から第108条まで同様に実施基準を定めております。このサービスは、通所サービス、宿泊サービス、訪問サービスを組み合わせて実施するものでありまして、それぞれのサービス内容ごとの職員配置、また、通所サービス、宿泊サービスにつきましては施設の設備並びに必要な面積等について、定めているものでございます。

次に、恐れ入りますが、38ページをお開き願います。38ページでございます。

38ページの下段でございますが、第6章認知症対応型共同生活介護についてでございます。同様に、109条から128条まで基本方針、人員、設備、運営に関する基準を定めております。このサービスは、認知症の要介護認定者が少人数で共同生活をしながら日常生活の世話などを受けるサービスでありまして、第1節の基本方針につづきまして、39ページでございますが、第2節人員に関する基準、第110条におきましては夜間を含めての職員配置基準を定め、恐れ入りますが、40ページの下段をごらんいただきたいと思います。

40ページの下段、第3節でございますが、設備に関する基準、第113条におきましては入居の定員や居室の面積などを定めているところでございます。

次に、また飛びまして、恐れ入ります、45ページをお開き願います。45ページでございます。

45ページ中段でございますが、第7章地域密着型特定施設入居者生活介護についてでございますが、同様に129条から149条まで実施基準を定めております。このサービスは、小規模な有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者に対しまして、入浴、排泄などの介護サービスを提供するものでありまして、第2節人員に関する基準におきましては、第130条では生活相談員、看護職員、機能訓練指導員等の配置基準を定めておりまして、次に恐れ入ります、47ページをごらんをいただきたいと思います。47ページでございます。

上段でございますが、第3節設備に関する基準におきましては、第132条では建物の構造や居室の面積、設備等の基準を定めているところでございます。

次に、恐れ入ります。52ページをお開きを願いたいと思います。52ページでございます。

52ページの中段でございますが、第8章地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございます。同様に、150条から189条まで実施基準を定めております。このサービスは、小規模な特別養護老人ホームの入所者に対しまして介護サービスを提供するものがありますが、この章では、恐れ入りますが、63ページをお開きをいただきたいと思えます。63ページでございます。

63ページ下段でございますが、第5節におきまして、通常の形態のほか、ユニット型施設の基準を定めております。ユニット型は入所者の生活単位をさらに少人数化、これ10人以下ということでございますが、したものでございまして、別途入居者の交流の場といたしまして共同生活室を設けるなどの基準を定めているところでございます。

次に、恐れ入りますが、69ページまで飛んでいただきまして、69ページでございます。

69ページ上段の第9章複合型サービスでございますが、同様に190条から202条まで実施基準を定めております。このサービスは、第5章に規定をしております小規模多機能型居宅介護サービスに訪問看護のサービスを加えた形態のサービスでございます。

最後でございますが、74ページをお開きいただきたいと思えます。74ページでございます。

74ページ下段、附則でございますが、施行時期について規定をしております、平成25年4月1日からの施行を予定しているところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 簡単に質疑ってしゃべったってね、これは何が何だかわけわからないのさ。とにかく大槌町にもこういう一つの法律だ。それができたという、国、県からのさまざまいろいろあったんだろうけれども、大槌町にもこういう条例ができたということは、介護をする人たち、される人たちもそれに沿っていくからいいのではないかなと、そういう思いでただ、ただページをめくりました。正直言ってね。わかるわけないんだ、俺たちは。言うほうもおかしいが、聞くほうもおかしい。実際的には。

それこそ何ですかね。今だからみんなデイサービスなり、何サービス、いろんなサービスがあるけれども、平成4年ごろですか、デイサービスという言葉が出たとき、何のことかなというそういう思いがありました。当時、三陸園さんという老人ホームがあって、当時の町長さんが黒澤友吉さんという町長で、そのデイサービスをこれからやるんだと。何のことだからわけわからないけれども、とにかく年寄りらを扱うんだというこ

とで、大体三陸園さんのほうに委託するかというような格好だったんだけど、議会の中の一部の人たちが騒ぎ歩いて、「何だ、その決まらないうちから三陸園でやらせるとは」という文句が出て、当時の町長さんも「いや、まだ決まっていない」と、そういう思いで当時老人ホームではなくて、今の社会福祉協議会はまぎく、あれがそもそもの始まりなんです。だから、実際的に社協でそういうデイサービスをやるというのもそれこそ早いほうでしたけれども、今はいろんなところで社協でもやっていますけれども、当時は社協でやること自体が異常といえば異常、どうなのかなというそういう思いもありましたけれども、当時そういうことがあったものだから、なりまして、今はどこでもいろんな施設でやるようになりましたけれども、お互いに年をとってくれば、そういう言葉もわかるようになってくるし、ああ、デイサービスというのはこういうものだな、日帰りだな、ショートだなといろいろありますけれども、とにかく町民の老人の人たちがそれこそ上手にサービスを受けて、そして老後を楽しく過ごすことが一番いいことなんだけれども、それにかかわる介護保険も施設がばんばんできてくれば、利用する人たちも多くなると。利用すれば結局介護保険も上がってくるという、これもさまざまなそれこそ思いはありますけれども、なるべくそれこそ介護のかからないようなその前の前段で一生懸命な健康を維持するような、できるものならばびんぴんころりやっっていけるようなそういう生活をやってもらえばいいと思っています。

わけわかりませんが、とにかくこういう一つのサービスの条例ができるということは、我々も、それからいつお世話になるかわかりませんが、今、隣の岩崎さんも「今度入所するときはちゃんと覚えていたほうがいい」と言いましたけれども、なるべく行かないように頑張りたいと思っていますけれども、これからの考え方として、町内の今あるんですけれども、もっともっと株式の認知症ですか、そういう施設もありますけれども、ああいうところもできるものならば福祉法人みたいなそういう格好でこれからはやっっていけないものかなという、何だ、株式だともうけ主義にばかり走っているように感じられるところがあるものだからね。そういうところはいかがなものか、その辺のところをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 今、野崎議員から過去の歴史といいますが、大槌町の今までの取り組みの中身もご説明をいただいたところですが、ご案内のとおり、もともと平成12年から介護保険制度は始まったものでございますが、それ以前はいわゆる在

宅福祉事業ということで補助金とかの委託料の形で町からといいますか、それぞれの運営主体をお願いをしていたという経緯でございます。ただ、介護保険制度が始まりまして、いわゆるどんな場合でも、一定の制限はございますけれども、社会福祉法人に限らず、当然のことながら株式会社もそうでございますが、さまざまな事業主体が介護の事業に参入していただけるようになりました。これは当然のことながら、当時やはりサービスが不十分だったということで、サービス拡大につなげようという考え方だったというふうに思っております。

実際、皆様ご記憶あるかと思いますが、コムスンという会社がいわゆるホームヘルプの関係のサービスを全国で実施していたところがございまして、株式会社でございましたが、ただ、さまざまな経緯から全国各地で、特に過疎地域を中心といたしまして事業を撤退し、その後利用者の方が大変お困りになったという事例もございます。確かに株式会社は営利を目的とする事業主体、法人でございますので、経営的に難しくなるとすぐ撤退をしてしまうということがございます。

今、野崎議員からお話がございました社会福祉法人ということでございますが、社会福祉法人は福祉の増進を目的として設立をされる法人でございますので、基本的には撤退も当然あり得るということではございますが、経営の基盤ということから考えますと、安定的に取り組んでいただけるものというふうに思っております。ですので、これは町としてと申しますか、私民生部長として個人的にということでお話を申し上げたいと思いますが、私も社会福祉法人が事業を行っていただくのが望ましい方向であろうというふうに思います。法律上もそういうふうな目的でつくられた法人でございますので、ただ、今後の状況を申し上げますと、今現在まだ町におきましては介護のサービス提供施設自体が震災前の状況まで復旧をしていないという状況でございますし、また、在宅のサービスにつきましてもなかなか介護職員の不足とかがございまして、サービスが震災前の状況まで復旧をしていないという状況がございまして、まず、震災前のサービスの提供体制にまず戻すということが第一かなというふうに考えてございますし、現在第5期の介護保険事業計画の最中でございますけれども、これからご審議をいただきます2年目の平成25年度予算の中でもその話題は出るかというふうに思っておりますが、なかなか町の介護保険の財政につきましても厳しいところもございます。

ですので、野崎議員ご指摘のとおり、まず介護予防、いわゆる皆さんが元気で年をとっていただけるような方策を進めていくということが第一だというふうに思っております。

すが、ただ、そうは言いましても、介護が必要になった場合につきましては、適切にサービスも拡充をしていかなければならないというところもございますので、両面で今後とも検討してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、社会福祉法人、当町にも幾つか保育所も含めまして介護の事業所も含めましてございますので、皆さん方と連携をとりながら、どういった形で事業の拡大なり連携、それから地域包括ケアと今お話もされておりますけれども、そのあたりを推進していくのか、皆さんでお知恵を出し合っているといたしますか、ご協力いただきながら、町の介護の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） それこそ今この3.11以来さまざまながあっておりますけれども、今の和野っこ、あとは浪板のゆったり館でなかったっけか。そういうのはつくられて利用されているんですけども、これが仮設住宅が今になくなったときに、これを例えば今入っている利用者をどうするのか。終わりだから、おまえたち出て行けというのか、それともまた新たに何かの措置をしながら、そういうグループホームみたいな共同生活ができるようなそういう方向づけしていくのか、その辺のところもお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 今サポートセンターのお話かなと思ったんですが、グループホームのほうのお話……（「いやいや、サポートセンターの話だ。それがどうなるか」の声あり）

当然のことながら、今年度から災害公営住宅が新しくできてまいりますし、住民の方々、仮設に入っている方々の住民移動が始まるということでございます。昨日も本会議の場で話題になりましたが、仮設住宅につきましても一定程度やはり集約といたしますか、そういうことを考えていく必要があるだろうというふうに思っています。ただ、サポートセンターにつきましては、当面現行のまま継続をさせていただきたいというふうに思っておりますし、国の制度上も一応あれ基金事業でございますので、25年度までは事業は継続するというお話をされておりますが、恐らくそれ以後も数年間は当然のことながら事業は継続されるというふうに思っております。さらに、今国のほうで考えておりますのは、新たに災害公営住宅とかがどんどんできていく中で、その災害公営住宅の近くに新たにサポートセンターをとすることを、国のほうでも平成25年度予算で考えて

いるようでございます。

ですので、現行の事業につきましては当然のことながら継続するということを基本といたしまして、やはり新たに災害公営住宅もしくは防災集団移転事業とかの移転先のその団地の進みぐあいを考えながら、新たなサポートセンターと申しますか、そういったことも考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） この法律の設置については国からのあれで地方自治のほうにおりてきたんですけども、私が今ちょっと聞きたいのは、予算でも聞くわけでもないけれども、ついでだから聞くだけけれども、例えば今地域密着型、入っている人たちの割合も大体つかんでいますけれども、今この我々団塊の世代の人間がどんどん年をとっていったとき、やはりこういう地域密着型の今の大槌の例えば通院日当でやっていますけれども、将来に向けてその団体なるものが例えば拡張とか、そういう話がありますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 先ほどもちょっとお話を申し上げましたが、現在第5期の介護保険事業計画ということで、平成24年度から26年度まで3年間の計画をつくってございます。その中では新たな施設の整備の予定はございませんが、今お話もございましたとおり、団塊の世代の方々が今まさに65歳といいますが、高齢者の仲間入りをするという状況でございます。今後介護を要する方々も当然のことながらふえていくだろうというふうに思っております。国におきましても、今回の第5期介護保険事業計画におきまして、その準備をしましょうということで計画づくりを進めているところでございますが、実際には平成27年度以降になります。第6期の介護保険事業計画の策定過程の中でそのあたりを検討していくことになろうかというふうに思っております。

グループホームは少人数でいわゆる家庭的な雰囲気の中でサービスを受けていくという制度でございますので、特に認知症の方につきましては非常に効果があるというふうに言われているものでございます。ですので、地域包括ケアの考え方からいたしましても、もう少しグループホーム的なものがあったらいいのかなというふうには思っているところでございます。ただ、これにつきましては詳細はさまざまな今後のデータを見ながら、町として検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 多分そういう形にならざるを得ないとは思っていますけれども、実際今仮設にいる人たちも、どちらかといえばひとり暮らしも結構いるし、よくフラッシュバックの話をしたりして、結構ストレスがたまっているようなので、だからなるというわけではないと思う。だけれども、やはりそういうある程度いろんな方面に気配りしながら、何とかもし可能であればやはり町民のことを考えれば、地域密着型についてももう少し深く追求しながら、ぜひいい方向に進んでいただきたい。以上です。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。（「はい」の声あり）阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 今回の条例の制定ということでございますが、これは義務づけ、枠づけの見直しの一括法が成立したことによって、地域の自主性というか、自立性を高めるための法律、そういうことになっているわけで、長年地方6団体が要望してきたのがやっと実現したというか、そういう形になっておりますが、いざこの条例を改正しようとしても、大変なエネルギーが自治体にすれば要るわけでございまして、今現在復興という形で進んでいるわけでございますが、例えば復興を進めるに当たって、独自で条例を改正すれば復興が早くなるんじゃないか、そういった点がもしございましたらばお伺いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 恐れ入りますが、今のこの介護密着サービスの条例に関してということではよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

さきの議会全員協議会の際にも若干ご説明させていただいたところでございますが、今回確かに義務づけ、枠づけの廃止ということで、地方のいわゆる自主性を高めるという目的を持って策定をされる条例でございまして、ただ、多くの規定につきましては、国のほうでこのとおり条例化をしてくださいよということで縛りがございまして、介護保険の制度の中で申し上げますと、例えばそれは人員の配置の関係ですとか、それからあと施設の面積の関係ですとか、そういった基本的なところにつきましては国のほうでこのとおりに条例化をしてくださいというふうに指導がございまして、それはなぜかと申し上げますと、例えば人の面で申し上げますと、今まで例えば施設の中で職員1人で入居者の方3人を見ていたといたしますと、これが経営的な面から人が少なくするですとか、例えば人が確保できないとかということで、1人の職員で5人も6人も見るということになりますと、当然のことながら安全性という観点からは不適切だろうなというふうなところがございまして、また、介護保険制度につきましては、全国共通の介護報酬という

ところで税金を投入いたしまして運営が成り立っている制度でございますので、当然不公平ということも出てくるかと思えます。ですので、そういった基本的なところにつきましては国のほうでこのとおりに地方自治体でも決めてくださいというものがございません。

ただ一方、運営の内容でございますが、今ご説明をした中におきましても、例えば運営規程のつくり方の関係ですとか、ご家族の方との連携の関係ですとか、そういったところにつきましては地方自治体の地域の実情に応じまして変えてもいいですよ、独自の設定をしてもいいですよというものがございます。ただ、今回国のほうで示されました基準の内容で、従前の国のほうで法令で定めておりました内容を見ますと、やはりその必要があって規定をされているというふうに町といたしましては判断をさせていただいたところでございます。

今後の復興の関連でということでございますが、今お話し申し上げましたとおり、基本的なところにつきましては変えることはなかなか難しいという状況でございますので、なかなかそれに見合った形で町独自にというのはちょっと難しいかなというところがございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 46ページをちょっと確認の意味で質問してみます。

人員の配置ということで人員基準なんですけれども、看護職員1以上とする、それから3番、4番で機能指導員1人以上、計画作成担当1人以上ということで、それからその下の7のところに入居者の処遇が適切に行われると認めるときはこれを行うことができるということなんですけれども、1人でその資格を2つ以上持った場合とかというふうに当てはめて、1人で2つを持てば、その1つを1人として認めるのかなという感じで今読んだんですけれども、その辺どうなのでしょう。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 施設の職員数につきましては、専任でいわゆる置く場合と、それから兼務が認められている職種がございます。この場合は、兼務が認められるという職種でございます。ただ、職種の兼務のほかに常勤で置かなければならないという規定もございまして、これはいわゆる通常の開所時間、朝から夕方までとか夜までということになりますが、1人の方が通して勤務しなければならない基準もございまして、あとはパートさんとかで時間を区切って午前だけとか午後だけとか、そういった形での配

置を認めているものもございます。今のご質問につきましては、兼務が認められている職種ということでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） その資格を2つ持っていれば、2人という数え方みたいになってしまうんですけども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 説明が不十分だったと思いますが、常勤専任でという規定がない限りは、お1人の方が2つの職種を持っていればそれでオーケーということです。

（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第8号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第9号 大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第9号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 議案第9号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第9号の1ページをお開き願います。

先ほどの議案第8号と同様に、この条例案につきましても地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、従来国が法令等により定めていた介護保険上の地域密着型介護予防サービス事業の実施基準につきまして、市町村が新たに条例により定めることとされたことから、本条例案により基準を制定しようとするものであります。

議案第8号は、要介護の認定を受けた方々に対するサービスに関する基準でございましたが、この議案第9号の条例案につきましては、要支援の認定を受けた方々に対する介護予防サービスについての実施基準となります。

内容につきましては、全4章90条、ページ数では32ページに及ぶものでございますが、こちらも章ごとに内容説明をさせていただきますので、大変恐れ入りますが、説明上ページを飛ばす場合がございますので、よろしくお願い申し上げます。

第1章総則についてでございますが、第1条におきましては条例制定の趣旨を規定をし、第2条におきましては用語の定義を、2ページをごらんをいただきたいと思います。第3条におきましては事業の一般原則をそれぞれ規定をしております。

第2章以降につきましては、事業の種別ごとの基準を定めておりまして、第2章第4条から第42条までは介護予防認知症対応型通所介護について規定をしております。このサービスは、事業実施の形態が単独型、併設型、共用型と分かれておりまして、それぞれに実施基準を設定するものでございます。

まず、第1款の単独型及び併設型でございますが、これは介護予防認知症対応型通所介護事業を単独で行う場合、あるいは特別養護老人ホーム等に併設をして事業を行う場合の基準となります。第5条では従業者の職種と員数を規定をしております。生活相談員、看護職員、機能訓練指導員の配置要件につきまして、次に4ページをごらんをいただきたいと思います。4ページの中段でございます。第6条では事業の管理者につきまして、第7条では備えるべき設備、備品等について、それぞれ定めております。

恐れ入ります。5ページをごらんをいただきたいと思います。5ページでございます。

第2款の共用型でございますが、これは認知症対応型共同生活介護事業所、あるいは後ほど第4章でご説明いたしますが、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所内のスペースですとか、設備ですとか、そういったものの一部を活用いたしまして事業を行う場合の基準でございます。第8条では従業者の員数を、第9条では利用者の定義を、6ページでございますが、恐れ入ります。6ページでございますが、第10条では事業の管

理者についてをそれぞれ定めております。

第3節運営に関する基準につきましては、第11条ではサービス提供開始時に重要事項の説明を行い利用者の同意を得るべきことを、7ページの中段でございますが、第12条でございます。第12条では正当な理由がなくサービス提供を拒否できないこと、第13条ではサービス実施が困難な場合の適切な対応について、第14条では利用者の被保険者証の確認について、8ページにまいりまして、第15条でございますが、第15条では利用者の要介護認定手続に関する適切な援助について、第16条では利用者の心身の状況などの適切な把握について、第17条では指定居宅介護支援事業者やその他の保健・医療・福祉サービス提供事業者との密接な連携について、第18条では利用者が地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助について、第19条では介護予防サービス計画に沿ってサービス提供を行うことについて、第20条では居宅サービス計画の変更を希望した場合の手続の援助について、次に9ページでございますが、恐れ入ります。9ページでございますが、21条ではサービス提供の際の適切な記録について、第22条では利用料その他の取り扱いについて、第23条では介護保険による給付の請求のための利用者の証明書の交付について、10ページにまいりまして、第24条でございますが、第24条では利用者の不適切な対応に関する町への通知について、第25条では利用者の急変時の適切な対応について、第26条では事業の管理者の責務について、第27条では事業に関する運営規程の作成について、第28条では従業者の適正な勤務体制の確保について、11ページにまいりまして、11ページでございます。

第29条では利用定員の遵守について、第30条では非常時に備えた具体的な計画の作成や訓練の実施について、第31条では従事者の衛生、健康管理等について、第32条では事業所への重要事項の掲示について、第33条では利用者やその家族の秘密の保持について、第34条では事業所の広告について、第35条では他の事業者や従業者への利益供与の禁止について、恐れ入ります。12ページでございますが、第36条でございます。第36条では適切な苦情処理について、第37条ではサービス提供に係る事故発生時の適切な対応について、第38条では当該事業に係る会計の区分について、第39条では地域との連携や交流について、13ページにまいりまして、第40条でございます。第40条では、事業所に関する記録の整備について、それぞれ規定をしているところでございます。

第4節介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきましては、第41条ではサービス提供に当たっての目標の設定や実施状況の評価などについて、第42条では主

治医との連携やサービス提供に係る計画の作成などについて、それぞれ規定をしております。

次に、恐れ入りますが、14ページでございます。

14ページの下段になりますが、第3章介護予防小規模多機能型居宅介護についてでございますが、第3章以降につきましては事業の種類別におおむね節の構成内容につきましては第2章と同様でございますが、第2章と異なる規定あるいは追加されている規定を中心に説明をさせていただきます。

介護予防小規模多機能型居宅介護につきましては、第43条から第69条までに基本方針、人員、設備、運営に関する基準、並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めているところでございますが、恐れ入ります。18ページをお開きをいただきたいと思っております。18ページでございます。

18ページの上段でございますが、第3節設備に関する基準、第47条でございますが、サービス提供に際しましてはあらかじめ利用登録をいたしますので、利用登録者の定員を定めるとともに、サービス内容として通いサービスと宿泊サービスがございますので、それぞれの利用定員を定めておりますが、以下の構成につきましてはおおむね第2章と同様でございます。

恐れ入ります。また少し飛びまして、25ページをお開きを願います。25ページでございます。

25ページの中段からでございますが、第4章介護予防認知症対応型共同生活介護についてでございます。第70条から第90条まで、前2章と同様に基本方針、人員、設備、運営に関する基準、並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきまして、それぞれ定めております。このサービスは、認知症の方に少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら日常生活の世話などを行うものでございまして、25ページ下段の第2節人員に関する基準でございますが、第71条では入居者に応じた介護従事者の配置についてを定めておりまして、次に恐れ入りますが、27ページをごらんをいただきたいと思っております。27ページでございます。

27ページ中段でございますが、第3節設備に関する基準、第74条では備えるべき設備や居室の面積などについて定めているところでございます。そのほかの基準につきましては前2章と同様の構成でございます。

次に、恐れ入りますが、32ページをお開き願います。32ページでございます。

最後のページでございますが、附則におきまして施行時期を規定をしております、平成25年4月1日からの施行を予定しているところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第9号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時09分

○

再 開

午前11時20分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第7 議案第10号 大槌町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第10号大槌町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 議案第10号大槌町新型インフルエンザ等対策本部条例案についてご説明を申し上げます。

お手元の議案第10号の2枚目をお開き願います。

今般の条例案は、新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザなど、危険性の高い感染症に対しまして、国民の生命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小限となるよう適切な措置をとることを目的として制定をされました新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づきまして、国において緊急事態宣言が発せられた場合に設置が義務づけられる市町村対策本部の設置に関しまして、所要の条例を制定しようと

するものであります。

第1条目的についてであります。新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、対策本部に関する条例を定めることを規定をしております。

第2条組織についてであります。法律によりまして、本部長には町長をもって当ることとされておりまして、第1項では本部長の事務を、第2項以下では副本部長及び本部員等について、規定をしております。

第3条会議についてであります。この対策本部を円滑に運営するための会議の招集及び外部からの出席者の取り扱いについてを規定をしております。

第4条部についてであります。必要に応じて対策本部に部を設置することができること、また、その部に所属する本部員の取り扱い等についてを規定をしております。

第5条雑則についてであります。条例のほか必要な事項は本部長が定めることを規定をしております。

附則につきましては、施行時期を規定をしておりますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行することとしておりまして、法の施行日につきましては法律の公布の日、これは平成24年5月11日でございますが、この日から1年以内に政令で定めることとされているところでございます。現時点ではこの法の施行日に関する政令は公布をされておりませんが、遅くとも5月までには法施行が予定されておりまして、法施行とともに遅滞なく条例を施行させる規定としているところでございます。

なお、先般、議会全員協議会で内容説明をさせていただきました際、芳賀議員から新型インフルエンザの患者数についてご質問がございましたが、平成21年に発生をいたしましたAH1N1型と言われる新型インフルエンザで見ますと、国の資料によりますと、発生1年後の平成22年9月時点では罹患患者数は国内で約2,000万人と推計をされておりまして、入院患者は1万8,000人、死亡者は203人と報告をされているところでございますので、報告をさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） では、お聞きします。

対策本部をつくりましょうと。1年以内、ことしの25年の5月11日までにつくり出すということなんですけれども、インフルエンザというのは絶えず変化をし、また、人間に害を得ると。そして、そのたびに人は対抗し、それに対する特効薬、予防薬なるもの

をつくっていきますけれども、インフルエンザというものに対する、では出た時点の対策は対策本部だけじゃないんですよ。つまり、そのときのマスクとか、普通のマスクではインフルエンザはだめですよ。マスクにも基準の、何とかという基準のマスクがあると思うんですけれども、これを25年の5月11日施行日前に本部をつくってから、その具材というか、マスクとかいろんな対策のものを町民の分多分ようえるのか、非常用に何人分備蓄するのかということはお考えでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） これは議会全員協議会の際にもご説明させていただいたことでございますけれども、実は施行の政令が国のほうでまだ出ておりませんし、また、細かい細部につきまして規定をした正省令といいますか、国のほうでもまだ公表されておられません。法律の施行につきましては5月までということでございますし、当然のことながらそれまでの間に条例化を含めて市町村でも準備をするということでございますが、その備蓄の内容ですとか、マスクの関係ですとか、そういう細部につきましては今後国のほうから方針なり基準が示されるというふうに考えておりますので、その後の対応ということで考えているところでございます。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 新型インフルエンザ等ということで感染症や鳥インフルエンザ等の対応ということですが、今話題となっている中国からのPM2.5といった人体に影響のある、感染症ではないですけれども影響のある有害なものが飛んできた、そういったところにはこの対策本部設置はなってくるものではないでしょうか、お聞きします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 今回のこの新型インフルエンザ等対策本部の条例ということで提案をさせていただいておりますが、対象となりますのはあくまでも感染症ということでございますので、インフルエンザ等のいわゆるウイルスを病原体とする感染症ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） この間も聞きましたけれども、この鳥インフルエンザは関東、あっちのほうがすごく主流で、鶏舎が経営が成り立たなくなるくらいダメージを受けたと。その鳥のほうに先にウイルスを持って、次は人間に感染するんだと。そのとき、向こう関東のほうだからいいとは言いませんけれども、今度地元でそれこそそういうのが来な

いともなきにしもあらず。その場合、例えば大槌町内にニワトリ飼っている人たちには申しわけない話だけれども、ある程度は先ほどから言っているように後から5月以降になるかわかりませんが、ある程度のそのフォーマットみたいなものはその時点でつくるのか、そのとき例えば町内で飼っている人たちのどのくらい飼っているのか、そういうところまである程度詰めて把握しておかないとだめなので、何とかその辺まで考えるようにしていただきたい。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 先ほどもお話し申し上げましたとおり、細部につきましてはこれからということになりますが、今ご指摘をいただきましたとおり、町内のその状況の把握につきましては別途担当課のほうで進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第10号大槌町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第11号 大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第11号大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第11号大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例についてご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法により、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律、バリアフリー法になります、の改正により、条例で町道の構

造の技術的基準等を定めるものであります。

条例の内容です。構成は第1章の総則から第4章の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、第56条までの条文で規定しています。

まず、第1条の趣旨ですけれども、国の法律の改正により条例で町道の構造の技術的基準等を定めております。

第2条ですけれども、用語の解説です。(1)の道路から、2ページの(24)の視距までを定めております。

第3条ですけれども、道路の区分、道路交通量による区分について規定しています。

3ページの下段になります。

1種、2種、3種、4種とありますけれども、この中で大槌町は特に(3)の第3種、そして第4種が大槌町の場合はこの種類になっております。

第2章ですけれども、道路の構造の技術的基準についての条文になっております。

4ページをお願いします。

4ページの第4条から、11ページに飛びます。11ページの第9条までは、道路区分ごとの設計基準交通量、あとは車線の幅等について規定しています。

そして、11ページの第10条から、13ページの第15条までは、道路施設等の技術的基準等について規定しています。

13ページの第16条から、17ページの第25条までは、道路区分ごとの設計速度、曲線半径、勾配等について規定しています。

飛びまして、18ページの26条では、舗装について規定しています。

27ページの第27条から、19ページの第29条までは、道路の勾配等及び排水施設について規定しています。

19ページの第30条から、20ページの32条までは、道路等の交差について説明というか、規定しております。

21ページになります。33条、待避所について規定しています。

34条から38条までは、道路に関連する施設について規定しています。

22ページをお願いします。

22ページの39条から第40条まで、トンネル、橋梁等について規定しています。

41条から42条では工事等の特例について、43条から44条では自転車及び歩行者専用道路等について説明しています。

23ページの下段、3章になります。ここでは道路に設置する道路標識について規定しています。

24ページの4章では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に伴い、移動円滑化に必要な道路に関する基準について規定しております。

この条例については、平成25年4月1日から施行の予定です。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） これは道路の構造に関する法律なわけですがけれども、今現在の震災において、町道小鎚線になるわけですがけれども、大変交通量が多い。それから、これから暖かくなってくると、歩行者が多くなる。そんな中で、今現在のこの法律でいった場合に、小鎚線の道路はどの部分に該当して、路側帯、それから歩道、それから自転車の部分に関しての幅員等はどういう形になるのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 町道小鎚線は4種3級になっております。幅員は一応12メートルということになっております。ですから、車線部分が2.75ずつ、そして路肩等がつきます。そのほかにこの基準では要するに歩道等もつけてもいいですよ、その4種の場合はいいというような規定等あります。ですから、今後整備していくに当たって、ただ、何年前かわかりませんが、やはり地域の実情に応じた幅、何も規格はあるけれども、先ほどの交通量の関係もあります。2車線というのがあるときから1.5車線、要するに余り立派な道路でなくても、その地域の状況に応じて幅員を詰めてもいいというような考え方も出てきています。ですから、ただ、今後いろいろこの町の状況等も変わりましたので、例えば奥のほうに人が集まるとなれば、小鎚線だけでなく大ヶ口線とか、それら等も見直していかなきゃならないなと思っています。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） そうですね。見直しが必要なのではないのでしょうかね。実際に今走ってみて、どうしても歩行者、自転車がふえたことによって大変危険を感じる。運転するほうも危険を感じれば、歩行者であったり自転車に乗っている方も同じように危険を感じているはずで。その辺をできれば適切な形で幅員を設ける必要があるのではないかと。自転車の部分、それから歩行者の部分ということで、路肩の部分の幅を広げたり何なりして対策をとらなければいけないのではないかと。

実は、前にちょうど私の自宅のあたりの地域です。道路の幅を広げるときに、町のほうにお願いをして歩道をつけてもらった経緯があります。この歩道、大変役に立っております。高齢者は安心して区域内を移動できるという、大変歩道というのはありがたいものだなというふうに思っております。ただ、途中蕨打直からずっと歩道がないのは桜木町までの間がないはずですね。この間もできれば多少なりともあったほうが大変安全なのではないかなというふうに感じます。大変予算のかかる話なので、すぐには無理なのかもしれませんけれども、これは考えていく必要があるのではないかなというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。小松則明君。

○7番（小松則昭君） 部長、簡単なこと、安心するためということで、この前、うちのところにある方が来て、今大ヶ口に造成、それこそ災害公営アパートをつくるために土砂をいっぱい配っています。それで、大塚橋のところには本人はいたということで、ダンプが通るたび、「ドーン、ドーンとして折れるかもわからなかった」という大きなことを言いながら来たんですけれども、そしてその方いわく、「この橋は何トンまで耐えられるんだ」ということまで言ってきたんですけれども、橋というものはたわむんだよということまで言ったんですけれども、たわむということはその反発力があるからまず大丈夫だと思うんですけれども、「じゃ、何トンまで大丈夫なんだ」と言われたものですから、記憶の中ではそこ何トンと、実際行って見たんです。何トンということで行ったんですけれども、書いていなかったということで、部長、記憶あります、あそこ何トンまでということ。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） しばらくの間、建設課と離れていまして、実際のところ普通25トンとかいろいろありますけれども、その程度かな。ちょっと定かではありません。済みません。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則昭君） 例えば橋が10トン、10トンの橋ですよということは、15トン走ったら橋が折れるというわけじゃないんですよね。それ掛ける何倍のということがあったんですけれども、まず例えば、あの橋にダンプで碎石を積んで走っても、まず大丈夫だよということを断言していいですよ。その方に。それは安心感という意味です。はい、わかりました。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（石津健二君） 橋の重量の関係についてご説明申し上げます。

標識等立っていない橋については、20トンの荷重というのが一般的でございます。幹線道路等になりますと、大型車両等も通行できるような対応になるので、そういうところは25トンということになってございます。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則昭君） これ、本当にさすがです。では、副町長、例えばその掛ける係数ね、係数さ。係数あっているとか、どうせなら俺言うのに20トンだと、ではダンプのあれが積んだので20トン以上あるのではないかとしゃべられると困るから、その係数は幾らだったか、大体じゃ何トンまで大丈夫だということを教えていただければ。大まかでもいいです。

○議長（阿部六平君） 石津副町長。

○副町長（石津健二君） いわゆるダンプ、土砂等を運んでいるダンプは大体10トンダンプなのかなというふうに思いますけれども、基本的にそういう土砂を運搬するような車両は、その関係法令等によって過積載は禁じられておりますので、適正なものを運んでいるということであれば、問題なく通行できるということになるかと思えます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 小松議員は橋の話をしましたけれども、私はちょっと舗装の話ね。町道は町道の舗装の厚さがある。国道は国道、県道は県道なり、それはあるのはわかっていますけれども、実際的に我々が住んでいるところは町道なんです。町道を10何トンのダンプが物を積んでだんだん、だんだん走ってあるけば、3日もたたないうちに壊れ、はがれますよ。そういうところをね、それは町道は町道の規定があるかもしれないけれども、もう少し何かしらしないと、やるだけ無駄だ。だから、やるならばある程度の丈夫な舗装をしておかないとね。今我々の仮設にある福士鉱業のダンプは物すごい運んでいるんですよ。通るなどは言われたいし、すぐ舗装は壊れるし、漫画みたいなものだ。だから、その辺のところもその実情に合わせた舗装のやり方も必要ではないかな。人が歩くところはそれなりに、大型歩くところは確かに町かもしれないけれどもそれなりのやっておかないと、無駄な舗装で終わってしまいます。その辺のところをこれからも検討してください。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） あそこの浪板不動滝線、あそこについてはやはり通常は町方というか、4センチの厚さになっていて、それが今度5センチになって、あそこは6センチくらいにしているはずなんです。ただ、やはり路肩等の具合とかで引きずられて、やはりクラックが入ったり、そこから穴があいたりしますので、一応富士鋳業さんのほうもある程度気は使ってまして、ところどころに待避所を設けたり、スピードを緩和したりしていますので、もう一回その点等を含めて富士鋳業さんとも協議します。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 大柁橋か、今お話を聞いていて、やはりダンプに限らず、あそこはいろんな一般車両も通っているんですよ。何かもう事故でもあったら、大ヶ口地区の住民に大変迷惑かけるわけですよ。その辺、やはり正確なところを調査して、地域の人たちの理解が得られるようなそういう方策というのかな、そういうご指導をお願いしたいと思いますけれども。まず、要らないから。要望。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 今回、町道の構造の基準というのは、これからまず防集にしろ、いろいろ高台移転するにしろ、新しい道路が出てくると。そういうためには、新しい道路をちゃんとしたものをつくらなければならないということになるわけですね。これは区画整理部分も含めてですが、たしかね。それを含めて、既存の道路もそのように改良されていくのかというのは、ひとつお願いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） この条例については、もともと国の法律を参酌してつくられたものなんですけれども、今後新設というか、新しくなる区画整理区域内の道路あるいは防集にアクセスする道路等は、この基準でやっていくことになります。ただ、既存で被災しない場所等の、例えば待避所の問題とか、新たに町で設けた条例の中に適合しない道路等があれば、やはりそこの改良的な話になればこの基準に沿ってやっていくことになると思います。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 大体大まかなところはわかるんですが、特に防集での高台移転、その歩行者の関係、障害者の関係で、その移動が大変な場所も出てくると思います。そういうことを考えますと、やはりその方々が歩道ですね、要するにね。車道と歩道との関係、それが安心してとれるようなそういうところを工夫しながら、ほかの町がこうだ

からこうだじゃなくて、大槌町ならではの工夫をしながら使いやすい道路にしてもらいたいなどこのように思います。要望です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第11号大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第12号 大槌町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第12号大槌町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第12号大槌町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例についてご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、地域主権一括法による河川法が改正され、町が管理する準用河川の構造の技術的基準について政令で定める基準を参酌して条例を定めるものであります。

条例の内容です。まず、1章の総則から9章の雑則までの61条の条文で構成されております。

まず、第1条の趣旨ですけれども、国の法律の改正により条例で河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものであります。

第2条では、用語の解説です。（1）の計画高水流量から（4）の計画高水までとなっております。

第2章の堤防では、2ページの第3条の適用の範囲から、4ページの第17条堤防の特例までの技術的基準を規定しています。一応堤防の高さとか、天端幅、法勾配等について規定しています。

3章の床どめです。4ページの第18条の構造の原則から、5ページの第21条魚道までの技術的基準について、護床工とか護岸工等について規定しています。

第4章の堰です。5ページの第22条の構造の基準から、6ページの第31条堰に関する特例まで、流下断面の関係とか、ゲートの構造等の技術的基準について規定しています。

第5章の水門及び樋門です。7ページの第32条構造の原則から、8ページの第39条護床工等まで、断面とか径間長、あとは高さ等について基準を規定しております。

6ページの揚水機場、排水機場及び取水等では、8ページの40条の揚水機場、排水機場の構造の基準、9ページの第45条護床工等について、規定しております。

7章の橋については、9ページの第45条河川区域内における橋台及び橋脚の構造の原則についてから、12ページの53条までが適用範囲の件について規定しております。

第8章の伏せ越しです。12ページの中段、54条適用の範囲から、13ページの58条深さまで、伏せ越しのゲートとか構造等について規定しております。

9章は雑則になります。

この施行は、平成25年4月1日から施行する予定です。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） ちょっとお伺いしておきます。

この中でいろんな水門、樋門というのが出てきますけれども、水門は大体わかるが、樋門はどういうところの樋門か。昔の樋門は避難の「避」だったけれども、今は「とい」という字の「樋」になっているんだけど、その辺のところの違いをお知らせください。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 樋門は、河川堤防があります。川から水を引き込む場合の樋門と、今度は反対に川の外側から川の中に出す樋門、門があつて樋門があつて、そこに通じるのが樋管とかという名前で呼ばれています。（「水門は」の声あり）水門は主には横断するもの、例えばその小鍬川水門とか、あれは水門と普通呼びます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） それでは、私はその今の水門でないな、今の樋門、堰か。堰とめるゲート、水門もそうなんだけれども、これからは水門も遠隔操作という形になると思うんですが、さまざまところに川に直結している堰とかいろいろあるんですが、それ

らは遠隔という形ではないのですかね。これは手動式ですかね。今後のこと、やはり今回の津波、こういうの避難を受けて、やはり例えば大町の役場前につながっているあのぐらいの堰とか、ああいうところもかなり止める、止めないでは影響が出てくるんじゃないかと思いますが、そういうところの遠隔操作というのは考えているんでしょうかね。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 今回の大津波で水門を閉めに行くために多くの団員の方が亡くなっています。ただ、国交省のほうでは、やはり水門は遠隔操作、例えばテレメーター、NTTの専用回線を使って、もうどこか離れた遠方でボタンを押せば、一人で下がるとか、開くとか、あとそれら1つの手だてだけでなく、あとは発電機を利用して動かすとか、あとそのほかに衛星を使って衛星の電波で調整するとか、今後消火栓等のゲートについてはなかなかそういう装置等、経費的にも大変なところはあると思います。ただ、やはりこの大きい海を囲むようなところはそういう形になるものと思われま

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） ここで言うのはちょっと通るか通らないか、言っているのか悪いのか、議長、悪かったらとめてくださいよ。

今回の津波で国道の下に通っているトンネルと申しますか、例えばマストから国道の下を取っているとか、沢山地区でいえば高森団地から沢山に抜ける道路がありますが、あれを閉じただけでも相当な違いがあると思うんですが、これは国交省の関係だと思うんですが、済みません。今後そういうところも本当に遠隔で閉じるような形になれば、被害というのはかなり違ってくるのではないかと思います、この辺は今ここで質問しているのかどうかわかりませんが、もし答弁がもらえるならば。

○議長（阿部六平君） 岩崎議員さん、河川じゃなくて、あそこは道路ですよ。（「事情がだめでしたら、それでいいんです」の声あり）金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 大槌町ではこの中の1つの可動堰、大槌町の桜木町の前に1つあるんですけども、あの可動堰が上がっている状態で震災を受けたと。あの可動堰は川についているから県の管轄だとは思いますが、たまに倒して流すことがあったよね。たまった泥を流すのか、何なのかかわからないけれどもさ。あそこの可動堰をつけたことによって、例えば昔の川の流れが変わったわけだ。今、あの川は花輪田川のほうを流れ

ているんだけど、前は桜木町側流れていた。あそこに可動堰をつけたことによって、流れが変わった。それで、その流れが変わったのはともあれ、あそこの可動堰の管理、たまにやるときは消防署でやっていっている。わからないべか。消防だかでやっていたんだよ。だから、管理どのようになっているのかわからないけれども、あそこの可動堰は今動くんだべか。どうだべ。調べたべか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今の部分につきましては、後で調べて報告したいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第12号大槌町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第13号 大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第13号大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 議案第13号大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

地域主権一括法により、従来国で定められていた基準を条例で定めるものであり、この条例は国の基準と同じであります。

1 ページ目をお願いします。

条例は4条で構成されており、第1条は趣旨ですが、この条例で定めるものは、布設工事監督者を配置する工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準について定めるものであります。

第2条は、布設工事監督者を配置する工事を規定しております。

第3条は、布設工事監督者の資格を学歴と水道に関する技術上の実務経験年数について規定したものであります。

2ページをお願いします。

第4条は、水道技術管理者の資格を学歴と水道に関する技術上の実務経験年数について規定したものであります。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行を予定しています。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第13号大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

あす7日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散 会 午後0時05分

